

宮城県公報

発行 宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

ページ

告 示

- 救急医療機関の認定 (医療政策課) 一
- 漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果(特定第一号漁業者)
(二件) (水産林政総務課) 一
- 港湾施設の概要 (港湾課) 二
- 土地改良事業計画変更の認可 (仙台地方振興事務所) 二
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告 (産業人材対策課) 二
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る随意契約の相手方の決定 (警察本部会計課) 四
- 人事委員会 人事委員会 四
- 人事委員会規則七―五十三(地域手当)の一部を改正する規則 四

告 示

○宮城県告示第六百九十四号
救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院と認定した。

令和六年十月二十九日
宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称

所 在 地

認定年月日

認定の有効期限

松島病院

宮城県松島町高城字浜一番地二十六

令和六年十月二十九日

令和九年十月二十八日

○宮城県告示第六百九十五号
漁業災害補償法(昭和三十九年法律第一百五十八号)第一百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る特定第一号漁業者の規約の設定についての同意は、同条第一項に規定する要件に適するものと認める。

令和六年十月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| 加入区名称 | 水域 | 区域 | 同意成立の届出年月日 | 発起人の住所及び氏名 | 漁業の種類 | 特定第一号漁業者数 |
|----------|--------------|------------------------------------|------------|--|---------------------------------------|-----------|
| 宮城県第一加入区 | 共第百一十号漁業権の区域 | 宮城県漁業協同組合の唐桑支所の地所(海岸線)沖合百メートル未満の区域 | 令和六年十月十日 | 気仙沼市唐桑町東舞根 鈴木章登 二八八―一 鈴木登 二九一―一 気仙沼市唐桑町西舞根 島山哲 三三三―一 | 漁業災害補償法施行令(昭和三十一年政令第九十三号)第五十三条に規定する漁業 | 六百十六人 |

○宮城県告示第六百九十六号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第一百五十八号)第一百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る特定第一号漁業者の規約の設定についての同意は、同条第一項に規定する要件に適するものと認める。

令和六年十月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| 加入区名称 | 水域 | 区域 | 同意成立の届出年月日 | 発起人の住所及び氏名 | 漁業の種類 | 特定第一号漁業者数 |
|----------|--------------|--|------------|---------------------------------------|---------------------------------------|-----------|
| 宮城県第一加入区 | 共第百一十号漁業権の区域 | 宮城県漁業協同組合の支所のうち(泊)の区域(海岸線)沖合百メートル未満の区域 | 令和六年十月十日 | 石巻市泊浜 泊二十一 平塚市泊浜 泊二十四 石巻市泊浜 泊二十四 松川喜洋 | 漁業災害補償法施行令(昭和三十一年政令第九十三号)第五十三条に規定する漁業 | 三十三人 |

○宮城県告示第六百九十七号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十四条において準用する同法第十二条第五項の規定により、仙台塩釜港仙台港区の港湾施設の概要を次のとおり公示する。

なお、その関係図面は、宮城県土木部港湾課及び宮城県仙台塩釜港湾事務所において縦覧に供する。

令和六年十月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| 種 類 | 施 設 名 | 位 置 | 構 造 | 数 量・能 力 | 備 考 |
|--------|---------------|--------------|-----|---------|-----|
| 荷さばき施設 | 固定型水平引込シンクレーン | 仙台市宮城野区中野字堂崎 | — | 三六トン | 廃止 |

○宮城県告示第六百九十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定により、名取土地改良区が行う土地改良事業（維持管理）計画の変更を令和六年十月二十二日認可した。

令和六年十月二十九日

宮城県仙台地方振興事務所

所 長 佐 藤 静 哉

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和六年十月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 入札に付する事項
 - 1 調達案件及び数量（仮称）高等技術専門校仮設校舎賃貸借 一式
 - 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
 - 3 履行期間 令和七年八月一日から令和十年三月三十一日まで
 - 4 履行場所 宮城県立仙台台高等技術専門校地内
- 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
 - 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城

県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは入札に参加することはできない。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 当該物件一式に対し迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

9 当該物件設置の現場施工に着手する日までに、当該入札参加業者と直接雇用関係のある配置技術者をこの設置現場に配置できること。

10 入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒980-18570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一 号）電話〇二二二二二二一三三三五へ令和六年十一月十四日（木）午後五時までに申請すること。

三 入札書の提出場所等

1 電子調達システム（以下「システム」という。）の利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認書を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

〒980-18570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一 号

宮城県経済商工観光部産業人材対策課人材育成第一班（担当 庄子 希未彦 電話〇二二二二二二一三三三五）

宮城県経済商工観光部産業人材対策課人材育成第一班（担当 庄子 希未彦 電話〇二二二二二二一三三三五）

一 二七六二

3 入札説明書及び設計図書書の交付

(一) 入札に参加しようとする者は、令和六年十一月十四日（木）午後五時十五分までに設計図書書の交付を2の場所で受けること。

(二) 郵送による交付を希望する場合は、令和六年十一月十三日（水）まで2へ申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査

(一) システムを用いて参加資格審査を受ける場合 システムにより入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和六年十一月十四日（木）午前九時から令和六年十一月二十二日（金）午後五時までの間に必要書類を作成の上、システムにより参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和六年十一月二十二日（金）午後五時までの間に必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に關し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等

(一) システムを用いて入札する場合
入札期間 令和六年十一月二十八日（木）午前九時から令和六年十二月六日（金）午後五時
まで

(二) 書面により入札書を提出する場合
イ 日時 令和六年十二月六日（金）午後五時
ロ 場所 2に同じ

ハ 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時までに到達するように提出すること。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

ニ 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる理由があつても受理しない。

6 開札の日時及び場所
令和六年十二月九日（月）午前十時 宮城県行政庁舎十四階 産業人材対策課内

四 入札に参加することができない者 二に定める資格を有しない者

五 その他
1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十八条第一項第三号の規定によ

り、免除とする。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあるときと同九十七条の入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

3 契約保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第百三十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

7 契約書作成の要否 要

8 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

9 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

- 1 Nature and Quantity of Service to be Procured : Lease of a temporary school building for a Vocational Training School (tentative name) (1 set)
- 2 Contract Period : From August 1, 2025 to March 31, 2028
- 3 Place of Implementation : Sendai Vocational Training School grounds
- 4 Deadline for Bid Submissions : December 6, 2024 (Fri), 5 : 00 p.m.
- 5 Contact Information : Kimihiko Shoji, Human Resources Development Section 1, Human Resources Policy Division, Commerce, Industry, and Tourism Department, Miyagi Prefectural Government 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai City, Miyagi Prefecture 980-8570 JAPAN Tel.: 022-211-2762
- 6 Language and Currency Used in Contract Procedures: Japanese and Japanese yen only.

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。

令和六年十月二十九日

- 宮城県知事 村 井 嘉 浩
- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 運転免許証作成システムマイナンバーカード一体化対応等業務 一式
 - 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県警察本部総務部会計課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
 - 三 契約の相手方を決定した日 令和六年九月三十日
 - 四 契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地 株式会社DNPアイディシステム 東京都新宿区市谷加賀町一丁目一番一号
 - 五 契約金額 四千四百万円
 - 六 契約の相手方を決定した手続 随意契約
 - 七 契約の相手方を決定した理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第二号該当

人事委員会

人事委員会規則七―五十三（地域手当）の一部を改正する規則をここに公布する。
令和六年十月二十九日

宮城県人事委員会

委員長 西 條 力

○人事委員会規則七―五十三―三十
人事委員会規則七―五十三（地域手当）の一部を改正する規則
人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和三十二年宮城県条例第二十九号）に基づき、人事委員会規則七―五十三（地域手当）の一部を次のように改正する。

| | | |
|----------|------|----|
| 「 広島市 | 百分の十 | 」を |
| 「 広島市 | 百分の十 | 」に |
| 金沢市 | 百分の三 | |

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則七―五十三の規定は、令和六年四月二十三日から適用する。